

## 被保護世帯数、被保護人員

平成 29 年 3 月時点

	被保護世帯数	被保護人員
福島区	707 世帯	854 人
港区	3,248 世帯	4,166 人
浪速区	4,778 世帯	5,632 人
東住吉区	6,632 世帯	8,312 人
大阪市合計	115,834 世帯	143,872 人

## 保護費窓口払い件数

平成 29 年 4 月支払い

	窓口支払い数	口座振替率
福島区	93 人	90.4%
港区	184 人	93.4%
浪速区	159 人	96.3%
東住吉区	387 人	94.2%
大阪市合計	5,842 人	94.5%

## なりすましによる不正受給事案

	不正の内容	逮捕者数	逮捕日	区の決定処分等	
1	他人になりすまし本市にて二重に保護を受けさせたもの	1	平成 24 年 8 月	西成区	被害届
2	他人になりすまし他市と二重に保護を受けさせたもの	1	平成 24 年 10 月	城東区	告訴
3	他人のなりすましによる世帯員の虚偽申告・生活扶助費の搾取	1	平成 24 年 10 月	住吉区	告訴

生活保護を受けておられる方・生活保護を申請される方へ

確認カードの概要と作成についてのお願い

福島区では生活保護の適正実施のためにご本人を確認するための写真付きの「確認カード」を作成しています。生活保護を受けていただくなかで、保護費（現金）の受け渡しや医療機関に受診するための「医療券」など給付券（金券）をお渡しすることが多くあり、担当の職員が不在時などは生活保護を受けておられるご本人かどうか確認困難となることがあります。事前に「確認カード」を作成し、ご本人に交付し区役所に来庁される時に提示していただければ、保護費や医療券などを速やかにお渡しすることができます。なおこのカードに使用する写真の画像データは撮影後速やかに消去いたしますが、迅速な事務処理（ご本人の確認）のため当保健福祉センターでも写真を保管させていただきます。

ご注意

- \* このカードは生活保護の受給及び本人を証明するものではありません。
- \* 生活支援担当へ来られる時はカードをご持参下さい。
- \* このカードを紛失した時は生活支援担当へ届けて下さい。
- \* 当区での保護が終了した時はこのカードを必ずご返却下さい。

福島区保健福祉センター生活支援担当

電話：06-6464-9872

## 毎月の生活保護費を現金で受け取られている方へ

### 本人確認カードの概要と作成についてのお願い

港区役所では、毎月の生活保護費定例払い分の受け取りについては、原則として安全、便利な口座振込を利用していただくようお願いしております。

しかし、利用できる口座をお持ちでないなどのやむを得ない事由があり、現金払を希望される方につきましては、ご本人を確認するための写真付きの「確認カード」の作成をお願いしています。

このカードを作成していただくことにより、支払時に担当ケースワーカーの確認を受けていただく必要がなくなりますので、保護費を速やかにお渡しすることができます。

なお、このカードは生活保護を受給されている原則成人の方を対象とさせていただきます。また、撮影後の画像データは速やかに消去しております。

### ご注意

- \* このカードは証明書ではありません。
- \* 生活支援担当へ来られる時はカードをご持参下さい。
- \* このカードを紛失した時は生活支援担当へ届けて下さい。
- \* 当区での保護が終了した時はこのカードを必ず返して下さい。

港区役所保健福祉課生活支援担当

生活保護を受けておられる方・生活保護を申請される方へ

確認カードの概要と作成についてのお願い

浪速区では平成25年11月1日から生活保護の適正実施のためにご本人を確認するための写真付きの「確認カード」を作成しています。生活保護を受けていただくなかで、保護費(現金)の受け渡しや医療機関に受診するための「医療券」など給付券(金券)をお渡しする事が多くあります。

担当の職員が不在時などは生活保護を受けておられるご本人かどうかの確認が困難となる事がありますが、事前に「確認カード」を作成し、ご本人に交付し区役所に禁庁される時に提示していただければ保護費や医療券などを速やかにお渡しすることができます。

「確認カード」作成の趣旨をご理解いただき、作成についてご協力をお願いいたします。なおこのカードに使用する写真の画像データは速やかに消去いたしますが、迅速な事務処理(ご本人の確認)のため当保健福祉センターでも写真を保管させていただきます。

まだ確認カードをお持ちでない方は、担当ケースワーカーまでご連絡ください。

写真

**確認カード**

見

本

※このカードは保費の受給及び本人を証明するものではありません。

浪速区役所生活支援  
電話06-6647-9872

見

本

- 生活支援担当に来られる時は  
このカードをご持参下さい。
- このカードを紛失した時は生活  
支援担当へ届けて下さい。
- 当区での保護が終了した時はど  
のカードを必ず返して下さい。

発行年月日

浪速区役所説明書の裏面に  
同表欄を設けている

ちゅうい  
ご注意

\*このカードは生活保護を受けている事を証明するものではありません。

\*生活支援担当へ来られる時はカードをご持参下さい。

\*このカードは生活支援担当のみでご本人の確認用として使用するもので、ご本人を証明するものではありません。

\*このカードを紛失した時は生活支援担当へ届けて下さい。

\*このカードは保護受給中に浪速区保健福祉センターより貸与するもので、当区での保護が終了した時は必ず速やかにお返し下さい。

なほくほけんふくし  
浪速区保健福祉センター生活支援担当

筆 算 育 官  
証明を受けて「確認カード」の  
作成に同意しました。

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

# 生活保護を申請された方へ

## 確認カードの概要と作成についてのお願い

東住吉区では平成25年12月1日から生活保護の適正実施のためにご本人を確認するための写真付きの「確認カード」を作成しています。

生活保護費（現金）の受け渡しや医療機関に受診するための「医療券」など給付券（金券）をお渡しする際に担当の職員が不在の時など、来庁された方が生活保護を受けている本人かどうかの確認ができず、お渡しできなくなる状況などを避けるためです。

「確認カード」を当区生活支援担当に来られた際に提示していただければ、本人確認が容易になり、保護費や医療券などを速やかにお渡すことができます。

なお、「確認カード」に使用する写真の画像データは印刷後（証明写真大3cm×4cm 8枚分）、速やかに消去しますが、本人の確認などのため当保健福祉センターでも写真を保管します。

### ……ご注意……

- \* 「確認カード」は生活保護を受けている事を証明するものではありません。
- \* 生活支援担当へ来られる時は「確認カード」をご持参下さい。
- \* 「確認カード」は生活支援担当のみで本人の確認用として使用するもので、本人を証明するものではありません。
- \* 「確認カード」を紛失した時は生活支援担当へ届け出て下さい。
- \* 当区での保護が終了した時は必ず速やかに「確認カード」をお返し下さい。

東住吉区保健福祉センター生活支援担当

ケース番号

受理年月日

画像番号

## 確認カード作成同意受領書（兼原票）

写真付きの「確認カード」の概要について説明を受けました。確認カードを作成すること及び生活支援担当が、この原票を生活保護業務に利用することに同意します。また、生活保護が終了した時はこのカードを返却します。

平成 年 月 日

住所 大阪市港区 丁目 番 号

氏名 印

(提出先) 港区保健福祉センター所長

### センター使用欄

説明日 平成 年 月 日

撮影日 平成 年 月 日

写真貼り付け欄

交付日 平成 年 月 日

年 月 日説明済 担当: 《未交付》

本日、本人確認カードを受領いたしました。

平成 年 月 日

署名: 印